

第45回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、市内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和3年1月12日（火）10：50～11：30
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

令和3年1月7日に1都3県を対象とした緊急事態宣言において、三重県については、緊急事態措置の対象区域とはならなかったものの、三重県が令和3年1月8日付けで発表した「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 8」にも最大限の危機感をもって対策にあたる必要があることから、次のとおり体制を強化しました。

- (1) 市対策本部を新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく市対策本部に移行した。
- (2) 市役所本庁舎へ来庁者等が入館する際の感染症対策を強化するため、人員体制を整える。
- (3) 保育所については、感染防止対策の徹底を行いつつ、原則開所することが要請されているため、保育士等がり患した場合には、保育士を柔軟に配置できるように調整を行う。
- (4) 国、県、市が発信する情報を在留外国人へも届くよう、多言語翻訳等の対応を引き続き行っていく。

【人権への配慮について】

個人を特定するような行為や不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。